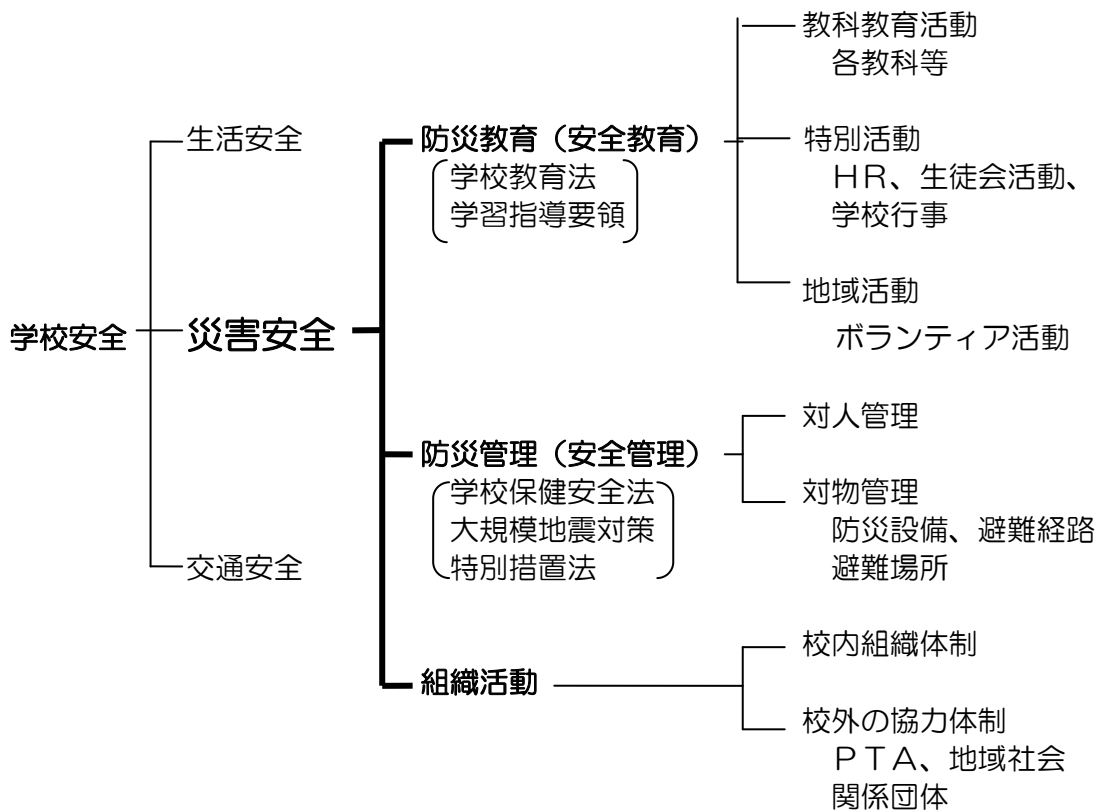


## II 平常時の準備

### 1 防災教育の在り方



#### (1) 教職員の研修

学校の教育活動全体を通じ、地域社会の実情に即して、次の事項について、毎年研修会を行う。

- ア 災害発生原因等に関する知識の向上
- イ 避難その他の防災装置の方法の習得
- ウ 自主防災思想の涵養
- エ その他必要な事項

#### (2) 避難訓練等の教育(教科内指導を含む)

火災、震災その他の災害の予防およびこれら災害による物的、人的被害を極力軽減することを目的として、防災教育とあわせ有事に備え、年間1回以上避難又は消化訓練を実施する。

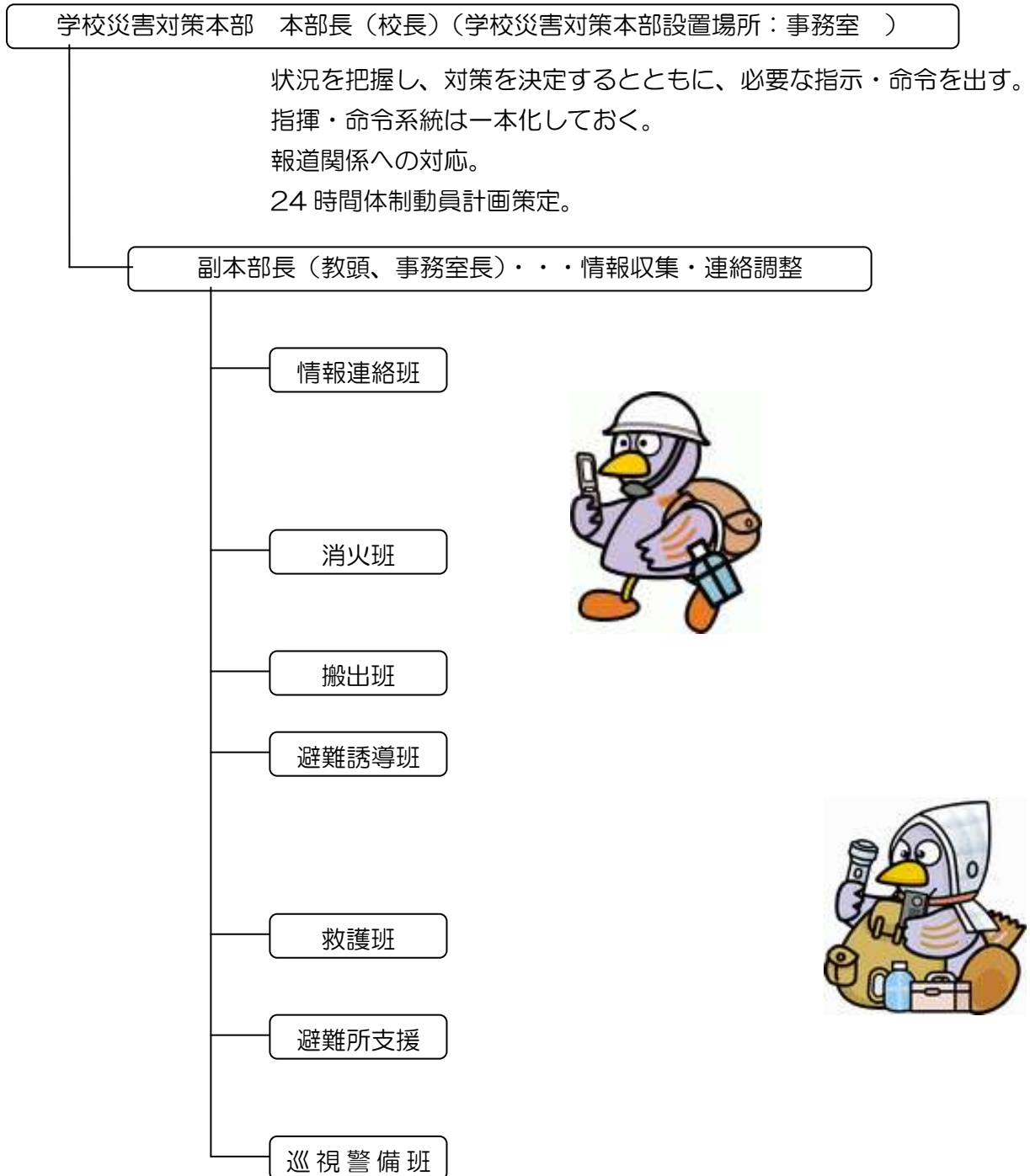
なお、火災予防及び地震時の出火防止を図るため、各ホームルーム、理科、家庭科、保健体育等で火災発生の際の危機や人命安全等に関し、教育の徹底を図る。

## 2 学校災害対策本部の整備（地震発生時を想定）

### （1）授業日（震度5弱以上に対応）

学校は、震度5弱以上の地震が発生した場合、直ちに学校災害対策本部を設置し初期対応を実施する。

#### ア 教職員組織



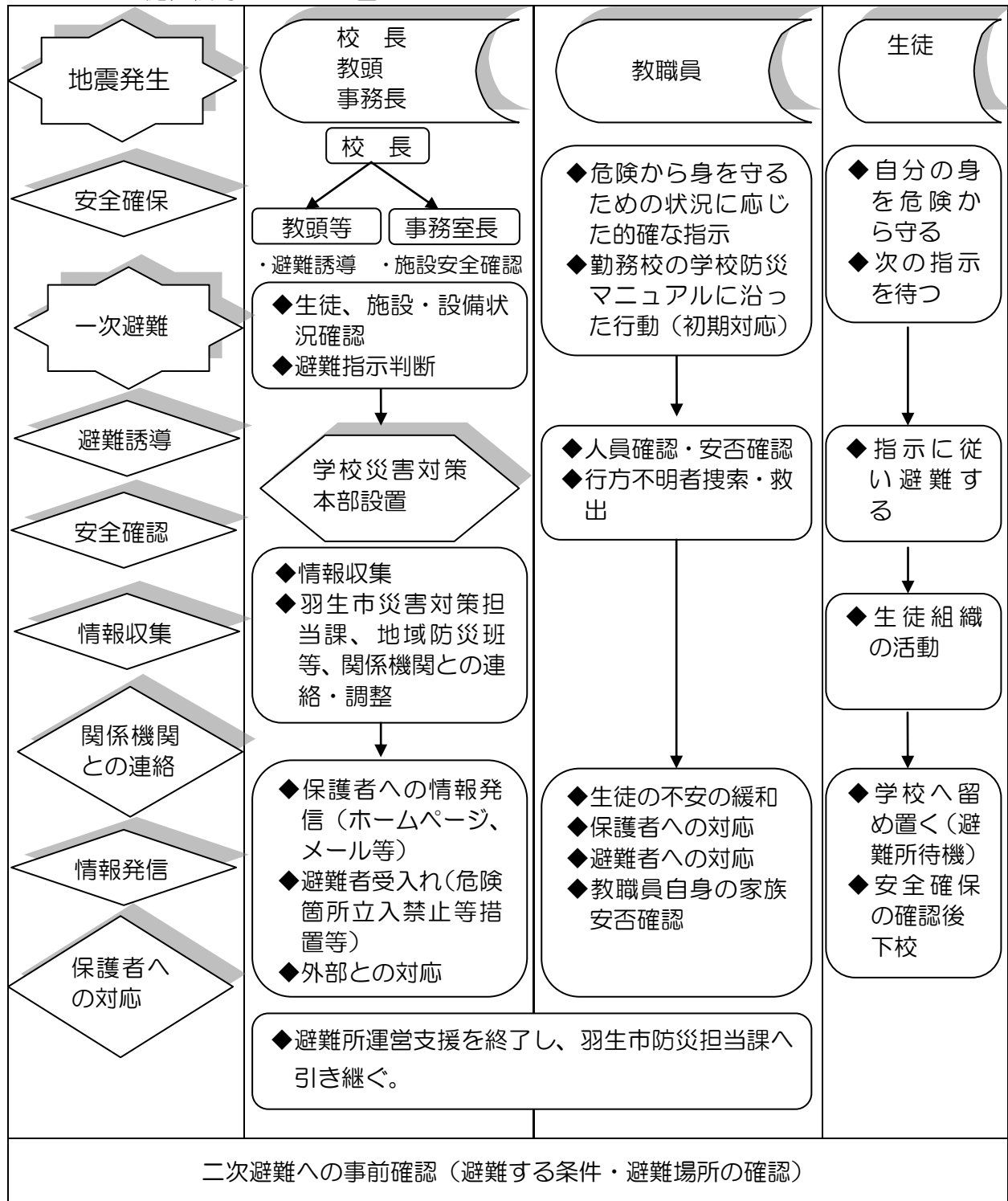
イ 各班の活動内容

学校 対策 本部	本部長：校長 副本部長：教頭、事務室長		
情報 連絡 班	班長（ ）	○郊外連絡  ○校内通報	◆収集する情報・・・地震災害情報(火災地域等) 被害の状況・交通機関の運行状況 各機関の対応状況・避難者名簿 安否情報・生活情報等  ◆伝達する情報・・・地震災害情報(火災地域等) 交通機関の運行状況・生活情報 安否情報等  ◆防災機関等との連絡 ◆広報活動
消 火 班	班長（ ）		◆初期消火、火元の遮断と出火防止対策及び出火防止の広報、火災の警備にあたる。
搬 出 班	班長（ ）		◆非常持ち出し品の搬出、管理 ◆機材、備品類の確保
避 難 誘 導 班	班長（ ）		◆避難経路の確認誘導 ◆避難地・避難路の安全確保 ◆生徒の把握・保護者への引渡し、下校指導、残留生徒の安全確保
救 護 班	班長（ ）		◆救急用品の搬出、救護所の開設と負傷者の救急処置にあたる ◆重傷者の移送
避 難 所 支 援 班	班長（ ）		◆避難者の誘導 ◆誘導標識・本部標識用意 ◆避難所運営の支援 情報広報、物質管理、給水・炊事、清掃防疫、 警備・防火、救護・衛生
巡 視 警 備 班	班長（ ）		◆被害の確認、搜索、火元の遮断、薬品保管状況等の点検（校舎内） ◆被害の確認、搜索(校舎外) ◆被災地区の点検、危険箇所の指示・広報・防犯

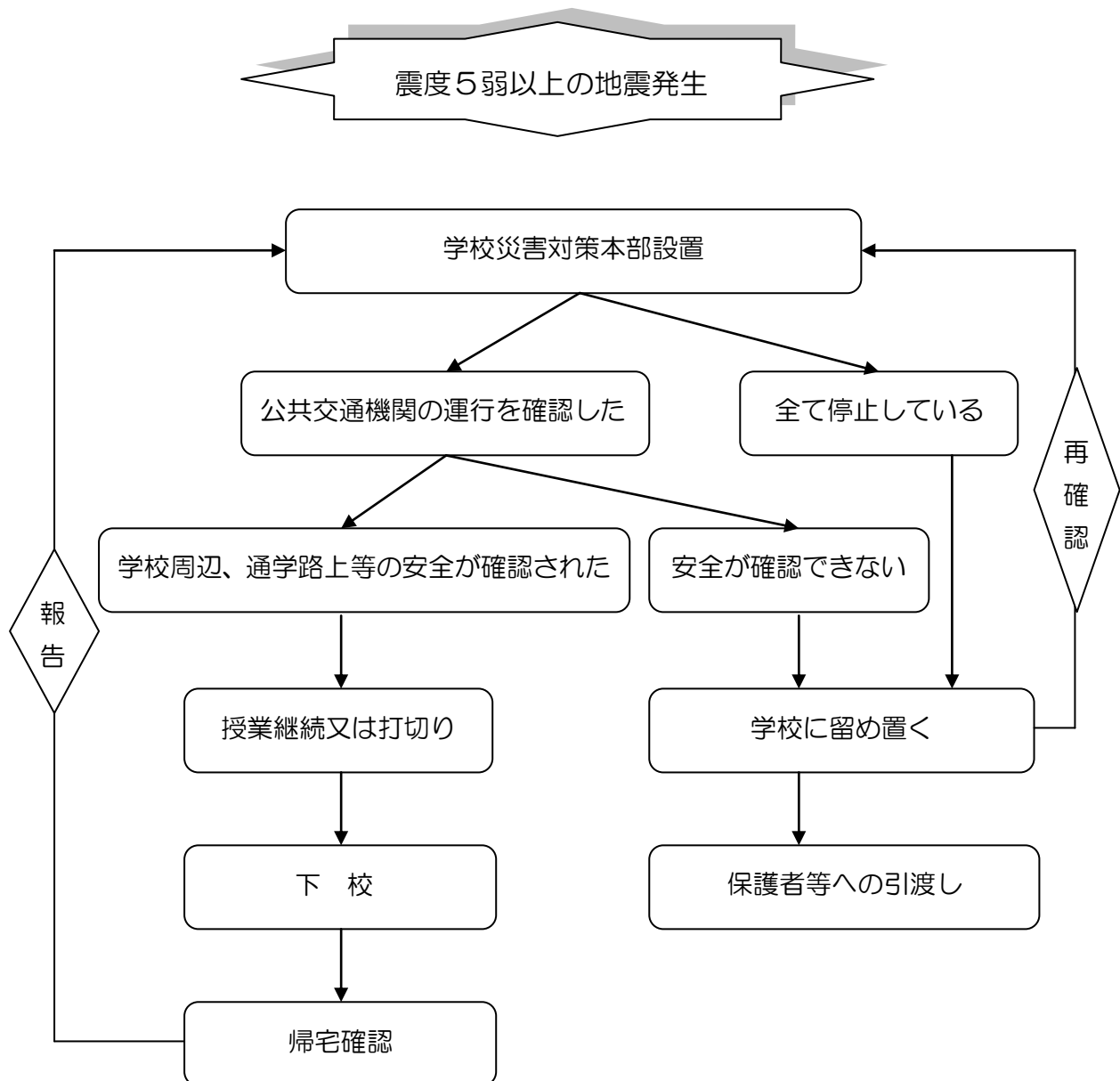
ウ 班活動の留意点

- ・平常の準備を通して、各班の核となる班長（責任者）を定め進めていくが、震災発生時は臨機応変に対応できるように教職員全体の共通理解を図る。
- ・震災発生時は、各班との連携を十分に図り、組織が一体となった活動を展開する。

エ 生徒在校時のイメージ図



オ 生徒の下校及び保護者への引渡しについて  
 公共交通機関（電車・バス）を利用して通学している生徒については、下記のとおり対応する。



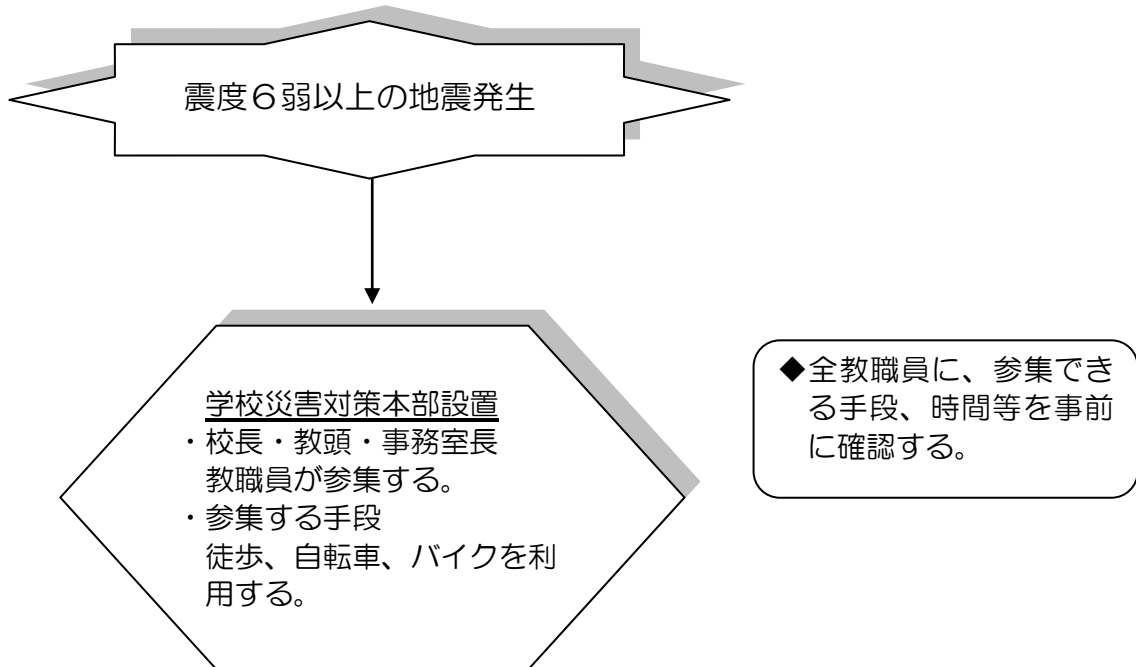
※徒歩又は自転車で登校している生徒は、道路状況の安全を十分に確認・把握した上で判断する。

(2) 夜間・休日等（震度6弱以上に対応）

ア 教職員組織（P4を参照）

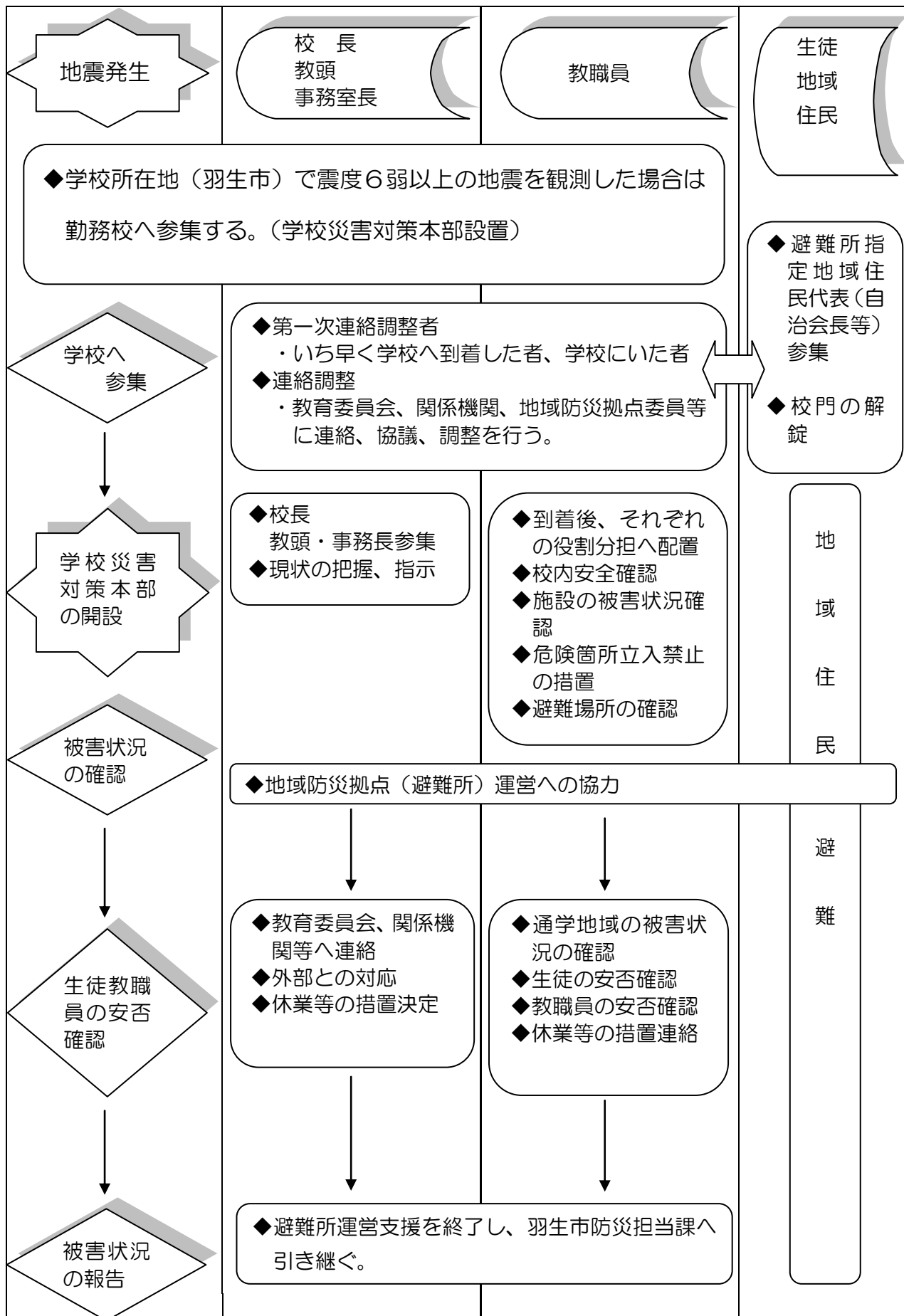
校長・教頭・事務室長が到着するまでは、早く到着した教職員が代行する。  
また、どの教職員でも代行できるよう事前に十分な確認を行う。

イ 学校参集の基準



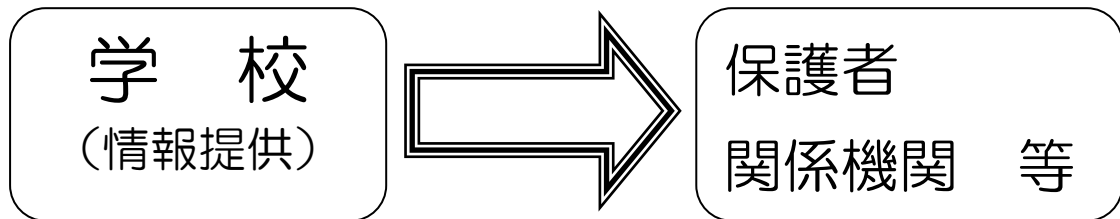
KOBATON

ウ 夜間・休日等の対応のイメージ図



(3) 連絡体制の整備

震災の発生時には、学校から生徒の安否情報や学校の被災状況について情報の提供を行う。ただし、通信手段の混乱が続いている場合には、相互の通信にこだわらず、学校からの情報発信は確保できるようにする。

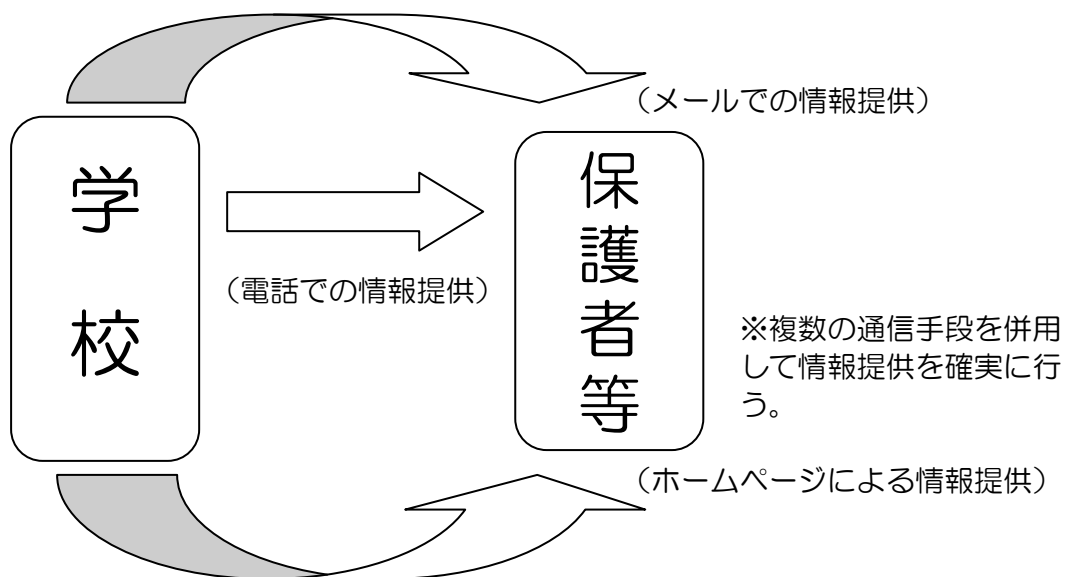


① 一斉送信メール配信の構築

「緊急連絡システム」として、保護者から携帯電話やパソコンのメールアドレスの提供を受け、一斉に状況を配信できるシステムを構築する。

② 学校ホームページの充実

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、学校の状況等について、最新の情報提供に努める。



③ 災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、より確実に連絡が取れる手段であるが、使用に際しては制約があるので確認を要する。(個人的な使用にのみ利用すること。)

○通信各社が提供している災害用伝言サービス(参考)

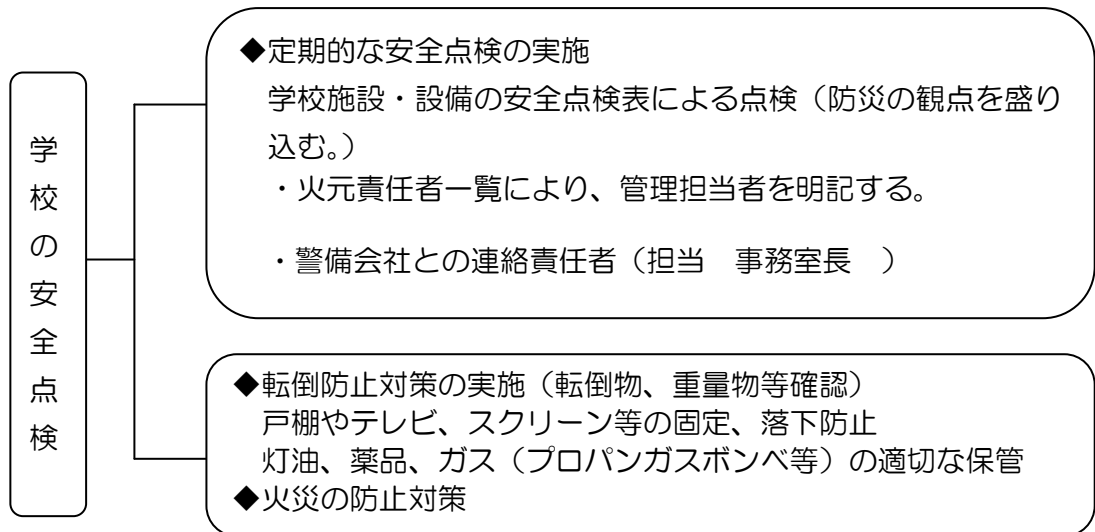
- ・NTT 東日本「災害用伝言ダイヤル171」
- ・NTT 東日本「災害用ブロードバンド伝言板 web171」
- ・NTT ドコモ「iモード災害用伝言版」
- ・au「災害用伝言板サービス」
- ・SoftBank「災害用伝言板サービス」
- ・WILLCOM「災害用伝言板サービス」
- ・イー・モバイル「災害用伝言板サービス」

- |                          |
|--------------------------|
| ○ 体験利用日                  |
| ・ 毎月1日・15日               |
| ・ 防災週間(8/30~9/5)         |
| ・ 防災とボランティア週間(1/15~1/21) |
| ・ 正月三が日(1/1~1/3)         |

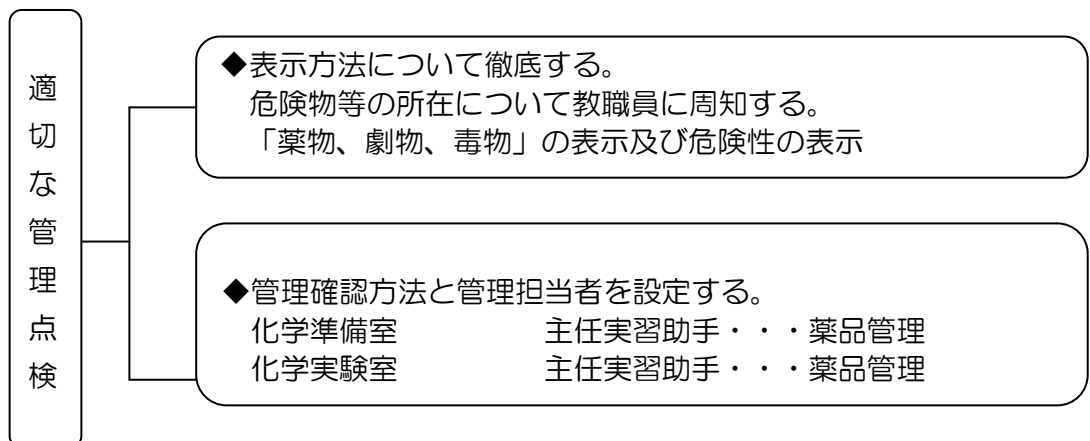


### 3 施設設備の管理・点検

#### (1) 設備の安全確認と管理



#### (2) 危険物・化学薬品等の管理点検



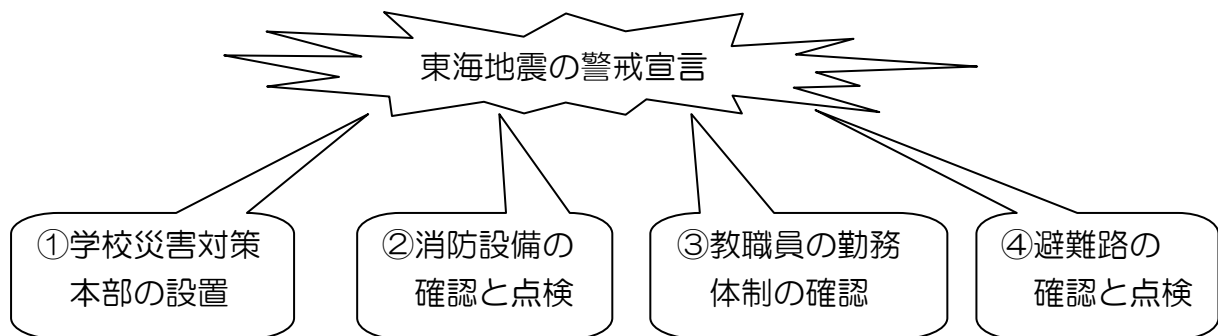
#### (3) 重要書類の保管と管理

項目	関係書類	保管場所	管理責任者	持出し者
教務関係	・指導要録他、学校教育法で定められている公簿類等	職員室耐火書庫	事務室長	
学事・管理関係	・学籍に関する書類、出席簿 ・生徒名簿 ・生徒調査票 等	事務室耐火書庫	事務室長	
保健関係	・健康診断票 ・歯の検査表 ・その他生徒の健康に関する記録 等	保健室	保健主事	

#### 4 地震予知発令時の対応

##### 東海地震の警戒宣言発令に伴う対応

##### (1) 緊急時校内体制の確認



ア 警戒宣言が発令されたときは、校長は、直に対策本部を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、教職員に周知する。

イ 教職員は、生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、生徒等に不安や動揺を与えないように配慮する。

ウ 地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。防火用水、消火器等について点検する。

##### (2) 生徒への指導

災害発生時の対応に従って行動するよう指導する。

##### (3) 教職員への指示

災害発生時の対応に従って対応するよう指示する。  
災害発生時を想定し、校内の安全確認を行う。

ア 安全確認を行う上で重要なもの

